

## JR東労組八王子「掲示物撤去事件」行政訴訟勝利判決!!

2014年1月27日、東京地方裁判所民事第36部は、JR東日本が2013年1月10日に申し立てた、八王子「掲示物撤去事件」行政訴訟について、会社の主張をすべて棄却し、会社による不当労働行為を認める判決を下しました。

本判決は「原告（会社）は掲示が正当な組合活動の一環として認識していながら、これを妨害したものと評価すべきであり、労組法7条3号の不当労働行為に該当する」と認定しました。この判決は、JR総連で共にたたかう仲間であるJR東労組の職場活動が正当であると認定された勝利判決であり、私たちもこの判決の意義を確認し連帯の更なる強化とたたかいの更なる前進を創っていきます!!

### 八王子「掲示物撤去事件」とは

2007年2月、八王子地本内の7分会の掲示板から、「本部指令文書」を含む情報誌を会社側が一方的に撤去した事が発端で、JR東労組本部と八王子地本は論議を重ね、正常な労使関係の再構築を目指し、第三者機関を活用し闘う決意を固め、2007年7月20日に東京都労働委員会に「不当労働行為救済申立」を行いました。

### 八王子地本は当該分会のみならず「全分会」の闘いとして創りあげてきた結果

2011年3月31日、会社が行った「掲示物撤去」および「撤去すると通告」した行為は、不当労働行為であると認定し東京都労働委員会による救済命令を勝ち取りました。あわせて中央労働委員会でも同様に「不当労働行為救済命令」が出されました。

しかしこれまでの掲示板撤去に関してJR東日本会社は・・・

**会社「浦和電車区事件の再発防止のため、掲示板を撤去した」と主張し「JR浦和電車区事件」を持ち出し自らの行為を正当化した。**

しかし「JR浦和電車区事件」の判決は「2007年7月17日」であり、**会社の掲示板撤去はこの判決の「5か月も前」**に行われていた

**会社の主張は明らかにこじつけであり、掲示板を撤去する理由にはあたらない(怒)!!**

**私たちは組合運動を規制・排除しようとする会社を絶対許さない!!  
会社はコンプライアンスを守れ!!**